

Ⅲ 主な支援対象

- ◆ **不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）**（約50万人程度）
- ◆ **長期にわたり無業の状態にある方**（約40万人程度）
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方**（ひきこもりの方など）（推計は困難）

Ⅳ 主な取組

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ 不安定な就労状態にある方

- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 助成金の拡充等
 - ・キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - ・特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース等）
 - ・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、49歳までを支援対象として、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた好事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

厚生労働省の就職氷河期世代支援の実績（R6.5月時点）

◆ ハローワークの就職氷河期世代限定・歓迎求人や専門窓口等によるマッチング支援

・限定求人について（令和2年4月～令和6年3月時点）
新規求人数52,419人・採用数1,700人

・歓迎求人について（令和2年4月～令和6年3月時点）
新規求人数651,012人・採用数70,143人

※歓迎求人については応募できる者が就職氷河期世代に限定されていないため、採用者の中には、就職氷河期世代以外の者がいることもあり得る。

・就職氷河期世代専門窓口数（令和6年4月）：全国92箇所
・窓口利用者の正社員就職件数
（令和2年4月～令和6年3月時点）：59,080人（速報値）

・ハローワーク（全体）の職業紹介で正社員に結びついた就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の件数
（令和2年4月～令和6年3月時点）
：450,263人（速報値）

令和6年3月実績（11,648人）の主な職業別の内訳
事務従事者：2,915人（構成比25.0%）
生産工程従事者：1,847人（構成比15.9%）
専門的・技術的職業従事者：1,816人（構成比15.6%）

◆ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

・雇用登録者数（令和2年4月～令和6年3月時点）
：30,146人（速報値）

※前身の特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）の実績含む。

◆ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

・就職氷河期世代の試行雇用終了者数
（令和2年4月～令和6年3月時点）
：4,100人、うち常用雇用移行者数：2,884人（速報値）

※紹介日時点で35歳～54歳の者

◆ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

・就職氷河期世代の支給決定人数
（令和2年4月～令和6年3月時点）：124,600人（速報値）

※令和2年度実績は令和2年4月1日時点で34歳～49歳の者、令和3年度実績は令和3年4月1日時点で35歳～50歳の者、令和4年度実績は令和4年4月1日時点で36歳～51歳の者、令和5年度実績は令和5年4月1日時点で37歳～52歳の者

◆ 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職支援

・受講開始者数（令和2年4月～令和5年3月末時点）
：2,871人

※本事業は、不安定就労者の訓練等の受講（令和2年度・令和3年度：最大3か月程度、令和4年度：1ヶ月程度）、安定就職の支援期間（令和2年度受講開始者：3か月、令和3年度・令和4年度受講開始者：6か月）、その後の一定期間（令和2年度・令和3年度受講開始者：就職後から6か月経過及び12か月経過までの最長12か月間、令和4年度受講開始者：就職後から6か月間）の職場定着を支援する事業である。

※訓練等は事業開始から1年間実施しているが、令和5年度は新たに事業を開始していないため、受講開始者数実績は令和5年3月末時点までとなる。

参考資料

◆ 不安定な就労状態にある方

- 就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当社制による支援……………P4
- キャリアアップ助成金（正社員化コース）……………P5
- 特定求職者雇用助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）……………P6
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）……………P7

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション事業……………P8

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- アウトリーチ等の充実による自立支援相談支援の機能強化……………P9
- 情報のアウトリーチの推進/ひきこもり支援に携わる人材の養成研修……………P10
- 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング……………P11
- 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進……………P12
- 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実……………P13
- 地域共生社会の実現に向けた取組について……………P14

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置 及び担当者制による支援

令和6年度当初予算額 20億円（19億円） ※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 92か所

<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）

就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）

職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



キャリアアップ助成金(正社員化コース)

令和6年度予算額 77,401,899 千円の内数
 令和5年度予算額 77,142,443 千円の内数

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置/加算額（1人当たり）
<p>正社員化支援</p> <p>正社員化コース</p> <p>有期雇用労働者等を正社員化（※）</p> <p>※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</p> <p>➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要</p>	<p>①有期→正規： 80万円（60万円）（※）</p> <p>②無期→正規： 40万円（30万円）（※）</p> <p>※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額</p> <p>➢ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。</p>	<p>正社員化コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 <u>1事業所当たり</u> 20万円（15万円） ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換 <u>1事業所当たり</u> 40万円（30万円） <ul style="list-style-type: none"> ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 <ul style="list-style-type: none"> ① 9.5万円 ② 4.75万円 ■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 <ul style="list-style-type: none"> ① 9.5万円 ② 4.75万円 <p>※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換 <ul style="list-style-type: none"> ① 11万円 ② 5.5万円 </p>
<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換</p>	<p>①有期→正規： 90万円（67.5万円）</p> <p>②有期→無期： 45万円（33万円）</p> <p>③無期→正規： 45万円（33万円）</p>	
<p>処遇改善支援</p> <p>賃金規定等改定コース</p> <p>有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用</p>	<p>① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）</p> <p>② 5%以上 : 6.5万円（4.3万円）</p>	<p>賃金規定等改定コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「職務評価」の活用により実施 <u>1事業所当たり</u> 20万円（15万円）
<p>賃金規定等共通化コース</p> <p>有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用</p>	<p><u>1事業所当たり</u> 60万円（45万円）</p>	
<p>賞与・退職金制度導入コース</p> <p>有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施</p>	<p><u>1事業所当たり</u> 40万円（30万円）</p>	<p>賞与・退職金制度導入コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ■同時に導入した場合 <u>1事業所当たり</u> 16.8万円（12.6万円）
<p>社会保険適用時処遇改善コース</p> <p>短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施</p> <p>※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等 ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等</p>	<p>(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1）</p> <p>(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）</p> <p>※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額 ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円</p>	<p>※()は、大企業の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。</p> 

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

令和6年度当初予算額 22億円（12億円）

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

1. 以下のいずれにも該当する者(対象労働者)を正規雇用労働者として雇い入れた事業主

①1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日までの間に生まれた者

②雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正社員※¹として雇用された期間を通算した期間が1年以下である者※²

※1 自営業者等であって、正社員と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事していた期間を含みます。

※2 過去に正社員として雇用されていた者であって、婚姻、妊娠、出産または育児を理由とした離職により、本要件を満たす場合には、助成対象と認められません。

③雇い入れ日の前日から起算して過去1年間に正社員として雇用されたことがない者

※3 過去1年間に正規雇用労働者として雇用された期間がある者でも事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。

④職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」

⑤正社員として雇用を希望している者

2. 支給額：対象労働者1人あたり **計60(50)万円**

6か月定着後 30(25)万円

1年定着後 30(25)万円

※括弧内は中小企業以外

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

令和6年度当初予算額 3.6億円の内数(4.5億円の内数)

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○生年月日が1968年(昭和43年)4月2日以降の者、かつ、職業紹介の時点でハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 ○特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等(助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要)の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の第2期の併用が可能。

地域若者サポートステーション事業

令和6年度予算額	4,593,445 千円
令和5年度予算額	4,751,668 千円

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。**



就職等者数



12,613人
(令和4年度)

就職等率

(=就職等者数/新規登録者数)



73.2%
(令和4年度)

総利用件数



498,797件
(令和4年度)

新規登録者数



17,233人
(令和4年度)



サポステ
地域若者サポートステーション

アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和6年度当初予算額：531億円の内数（7.3億円）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等
負担率：3/4

自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う。

事業内容（案）

自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化等を行う場合の加算を設ける。

ア) アウトリーチ支援体制の強化

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
 - ※ アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
 - ※ 具体的には、アウトリーチの充実としては、以下の内容等を想定。
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 令和2～5年度まで実施している「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」の取組を踏まえて、自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化を行う場合に国庫負担基準額への加算を新たに設ける。

- ◇ 就職氷河期世代支援プログラムでは、当該プログラムに基づく取組については、様々なルートを通じて、一人一人につながる戦略的な広報を展開することとされている中で、令和2年度においては、ひきこもり当事者やその家族が支援施策につながるように、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復できた事例について、事例集を作成して周知を行った。
- ◇ 令和3年度以降、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対して、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行っている。
- ◇ 令和6年度においても、地域社会への普及啓発や情報発信を継続して実施していくことで、国民のひきこもりへの更なる理解の促進と、より相談しやすい環境づくりを加速化し、ひきこもり当事者や家族が孤独・孤立状態に陥らずに、安心して生活できる社会を構築していく。

実施主体：国

- ◇ 令和4年度は、自立相談支援機関の職員等を対象とした研修において、ひきこもり当事者やその家族への支援に係る研修を実施することで理解を深めるとともに、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、ひきこもり支援に関する事例を設定することで基礎的な知識や支援手法の習得を図った。
- ◇ 令和4年度は、新たに、ひきこもり地域支援センターの職員に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成する。また、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援を含めた研修を実施し、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保する。
- ◇ 令和5年度は、都道府県及び指定都市のひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する専門的な研修を実施予定。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援を含めた研修を実施し、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保することとしており、令和6年度においても、引き続き所要の額を確保していく。

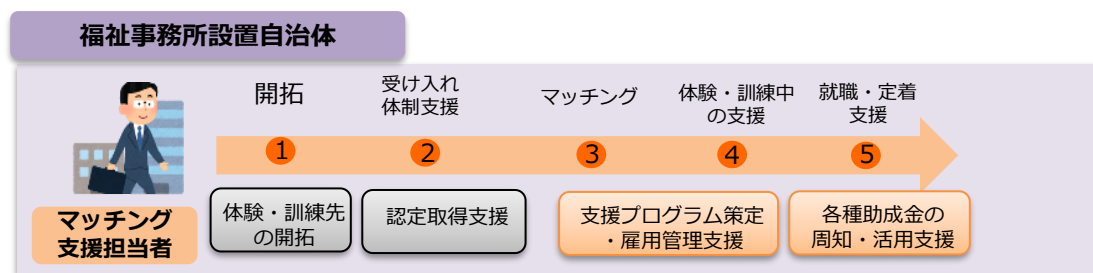
実施主体：国

1 事業の目的

- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」では、令和4年度までの3年間の集中取組期間に続き、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置づけ、効果的・効率的な支援に取り組むこととしており、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進が求められている。
- 生活困窮者の就労支援に当たっては、長期間就労していない者等の就労に向けた準備が必要な者について、就労体験や就労訓練の場を開拓・確保し、当該者の特性に応じた就労の場を提供することが重要である。一方で、受け入れ先の開拓・確保に課題を抱える自治体が多くあり、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
- 引き続き、これらの取組を加速するため、これまでの都道府県を中心としたモデル事業に加え、利用者により身近な基礎自治体(福祉事務所設置市町村)におけるモデル事業を実施し、より実践的な就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング支援の取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

2 事業概要・イメージ

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフロー)
- ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



(事業の経緯等)

- ・ 令和5年度は都道府県を中心としたモデル収集
 - ・ 令和6年度は福祉事務所設置自治体を中心としたモデル収集
- ※ 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

3 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：国 10/10

【令和2年~令和4年の主な実績】

	自治体数	開拓事業所数	マッチング件数
令和2年	13	376	231
令和3年	21	455	323
令和4年	18	543	472

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和6年度当初予算額：0.6億円の内数（0.3億円）

- ◇ 長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者に対しては、就労準備支援により、生活・健康講座や職場見学などの支援を行っている。
- ◇ 一方で、就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 令和5年度まで実施していた就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業の結果を踏まえ、令和6年度予算案においては、就労準備支援事業等の事業開始に向けた課題の把握から実施計画の作成までを専門スタッフがコンサルティングする伴走型支援することで、事業の実施を促進していくこととした。
- ◇ さらに、単独での事業実施が困難な自治体に対しては、広域実施に関する専門スタッフを派遣し、必要に応じて、都道府県や他の自治体との広域実施に向けた研修やコンサルティングを実施する。

事業の概要等

実施主体

国による委託事業

実施想定箇所数

30箇所程度

対象自治体

ア 専門スタッフ派遣を希望する自治体

イ 令和6年度までに任意事業を実施する予定がない自治体のうち、重点支援自治体（都道府県等）に選定された自治体

ウ 広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体

[参考] 任意事業を実施しない理由（令和3年度事業実績調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=264)	31.1%	22.7%	19.7%	9.5%	17.0%
一時生活支援事業 (n=573)	52.9%	26.8%	6.6%	3.5%	10.3%
家計改善支援事業 (n=250)	19.6%	19.6%	30.0%	14.8%	16.0%
子どもの学習・生活支援事業 (n=323)	50.5%	15.8%	2.5%	4.0%	27.2%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

令和6年度当初予算 16億円 (16億円)

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を促進する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

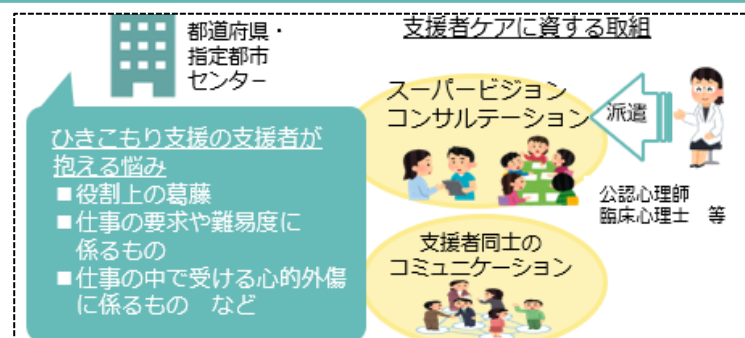
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

- | | | | |
|----|--|------------------|-----------|
| ※1 | ・実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ 257自治体 | 補助率：1 / 2 |
| ※2 | ・実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | 補助率：3 / 4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。

- ・実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



重層的支援体制整備事業の実施

- ◇ 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施**する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）、子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」の支援を行う。